

わかやま医療版ワーケーション事業運営等委託仕様書

1 業務名

わかやま医療版ワーケーション事業運営等委託

2 目的

県外医師が休日などの一定期間県内の医療機関で勤務する体制「わかやま医療版ワーケーション」を整備することにより、医師不足による医療現場のひっ迫緩和や常勤医師の負担軽減を図るとともに、多くの県外医師に本県の魅力を発信し、本県への医師の確保・定着を図る。

3 事業概要

上記目的を踏まえ、紀南エリアを中心とした希望する医療機関（分娩および救急）へ勤務する県外医師の募集や初期選考等の人材コンサルティング業務、当該医師の来県にかかる旅行等の手配やサポートを行うとともに、本県の医療機関での勤務等における魅力を合わせて発信すること。

4 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

5 委託業務内容

（1）業務実施計画の策定

契約締結後、本業務に係る業務実施計画書（電子データ）を提出すること。業務実施計画書には、次の内容、その他必要事項を記載し、本県の承認を得ること。

- （ア）業務スケジュール、作業項目と役割分担
- （イ）業務実施体制図（連絡先）

（2）県外医師勤務を希望する県内の医療機関（以下）の募集およびサポート

- （ア）県内（特に紀南エリア）の医療機関から県外医師の勤務希望調査
- （イ）勤務希望医師の雇用条件などの調整
- （ウ）（ア）（イ）について受注者が医療行為を行えない場合は、医療機関の協力を得て適切に実施すること。
- （エ）医療機関において県外医師が勤務するにあたり必要となるマニュアル等の整備にかかるサポート

（3）（2）に係る医師の募集、初期選考、紹介等の人材コンサルティング業務

（ア）医師の募集

県内の地域事情、並びに医療情勢を理解した有料職業紹介事業の許認可を有する事業者が、医療機関が指定する日程において、診療並びに治療を行う医師免許を有した県外医師

を募集すること。

<勤務医数> 少なくとも96人(枠)の医師を必ず確保できる体制を構築すること。

(イ) 医師の初期選考

(ア)により応募のあった医師について、初期選考の上、本県及び当該医療機関へ当該医師にかかる次の情報を共有すること。

- a 医師免許証の写し
- b 医師の履歴書の写し
- c 保険医登録票の写し
- d 臨床研修修了登録票、または臨床研修修了証の写し
- e 各診療科専門医
- f 臨床経験2年以上
- g 和歌山県外医師であること

(ウ) 医師の紹介及び出務にあたってのサポート

(イ)により紹介のあった医師のうち、本県及び当該医療機関の協議により、出務をすることが決まった者(以下、「出務医師」という。)について、原則として出務日の3週間前までに本県に紹介するとともに、出務日における診療及び治療が円滑に行うことができるように出務医師のサポートを行うこと。

(4) 出務医師への旅行等手配

(3)による出務医師に対し、交通手段及び宿泊先について手配を行うこと。必要な者には本県での移動手段としてのレンタカーについても手配を行うこと。なお、各費用に係る本県が負担する対象経費及び上限金額は次のとおりとする。

a 宿泊費 20,000円/日

宿泊費(部屋代)及び宿泊に係る駐車料金等に係る費用を対象とする。また食事とのセット料金の場合は上限金額の範囲内で対象とする。

b 交通費 52,000円/回

鉄道・飛行機及び高速乗合バス等、出務医師の現居住地から本県までの往復に係る経済的かつ合理的な経費を対象とする。鉄道の特別車両料金及び飛行機におけるビジネスクラス以上の料金は対象経費としない。

c レンタカー 7,000円/日

なお、車両の運転をしない場合は、7,000円/日のタクシー利用を可とする。

d 食費 本県負担額なし

e その他、必要と認める経費 本県と受注者により協議の上、対象経費の額を別に定める。

(5) 出務医師の旅行プランニング等支援

出務医師に対し、和歌山県内に事業所を保有した和歌山県の地域または観光事情を理

解した事業者が出務医師の希望に沿った旅行プランの提案を行うなど、出務医師の出務時間外における県内の魅力体験ができるよう支援を行うこと。

(6) 出務医師へのアンケート集計・報告

出務医師に対し、アンケートをとり、業務の効果を計測すること。また、アンケート結果については集計を行い、本県に報告を行うこと。

(7) 本事業及び本県の魅力発信並びに発信媒体の制作

本事業や、出務医師が体験した本県の魅力等について、次の出務医師募集や、医師の定着に結びつくような情報発信を行うこと。また、そのために必要な発信媒体の制作を行い、それを利用し発信を行うこと。なお、情報発信した内容は本県ホームページ等の本県情報発信媒体でも発信が可能にようにすること。

(8) その他、本事業の発展に係る提案

(6)のアンケート結果や業務上の気づきを基に今後の本事業の展開について検討し、今後の展開やプロモーション方法等を提案すること。

6 会議の開催・記録

受注者は、本県と協議の上、原則として次のとおり会議を開催すること。なお、対面での会議開催の場合、開催場所は本県が準備するが、Web会議での会議開催にも対応し、その際の実施場所については、それぞれで準備すること。

(1) キックオフ会議の開催

業務実施計画書をもとに、契約後10日以内にキックオフ会議を開催すること。会議実施方法は、Web会議とする。

(2) 進捗報告会議の開催

委託期間中は定期的に進捗報告会議を開催し、本業務全体の進行手順の確認、進捗状況の確認、進行上の課題への対応策の協議を行うこと。なお、進捗報告会議は本県または受注者の求めに応じて、定期的な会議以外に加え随時、追加開催することができるものとする。

(3) 事業効果検討会議の開催

(2)の進捗報告会議の他に、本事業の効果検証を行う事業効果検討会議を開催し、本業務全体の効果検証、事業継続に向けた課題の整理及び対応策のための会議を、半年に1回実施すること。

開催時期：9月及び2月

(4) 会議資料及び議事録の作成

会議に用いる資料は、原則、すべて受注者が作成すること。議事録は、原則として受注者が会議実施後5営業日以内に作成し、本県の承認を得ること。いずれも、電子データにより本県へ提出するものとする。

7 再委託

受注者は、本業務の一部を委託することができるが、その場合は再委託先ごとに、再委託先の概要及びその体制と責任者、業務の範囲、再委託を行う理由、予定金額及びその他本県が必要と認める事項を明記した書面によりあらかじめ報告し、本県の承諾を得なければならない。

8 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知りえた情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知りえた情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な対策を講じなければならない。

9 業務実施上の条件

実施にあたっては、本県地域医療構想及び本県・各圏域の医師不足の状況を十分に理解し、医師不足解消に向けた医師定着等を促進するための助言を行うこと。

また、業務の実施にあたっては、本県と十分に意思疎通を図りながら行うとともに、次の点に留意すること。

- (1) 委託契約金額には、受注者の交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品等業務に係る必要の経費、本業務により出務する医師の報酬を除く、交通費、宿泊費、その他必要費用の一切を含むものとする。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたって、本仕様書に記載されていない事項や、記載内容が不明な事項や改善の必要がある場合、または実施上の疑義が生じた場合は、本県と協議を行うこと。
- (3) 受注者は、本仕様書に定めのない事項であっても、本県が必要と認め指示する事項については、委託料の範囲内で実施するものとする。
- (4) 受注者は、本業務を履行しうる十分な能力及び経験を有する人材を配置すること。
- (5) 受注者は、業務上発生した障害や事故については、本県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (6) 本仕様書に記載された業務内容にとどまらず、本県にとって有益な情報の提供や効率的運営に寄与する提案を積極的に行うこと。
- (7) 他自治体において医師紹介にかかる人材コンサルティング業務、または類似の実績があること
- (8) 受注者は、以下のいずれかの認証を事業開始時まで取得していること。
 - a プライバシーマーク
 - b ISO/IEC27001 又はJIS Q 27001